

再 評 価 書

事業名	水道施設整備事業	事業区分	北中勢水道用水供給事業（第2次拡張）	課名	水道事業課								
事業概要	工 期 (下段：前回)	平成5年度～令和6年度	全体事業費 (下段：前回)	89,286百万円 (負担率:国1/3、県(出資)1/3、起債他1/3)									
		平成5年度～令和6年度		91,962百万円 (負担率:国1/3、県(出資)1/3、起債他1/3)									
事業目的及び内容													
<p>1 事業の目的</p> <p>北中勢水道用水供給事業は、三重県北勢地域の3市4町（桑名市、四日市市、鈴鹿市、木曾岬町、川越町、朝日町、菰野町：以下、北勢系）を対象に、計画給水量131,300 m³/日を、中勢地域の2市（津市、松阪市：以下、中勢系）を対象に、計画給水量81,416 m³/日の供給を行ってきました。</p> <p>これら受水市町から、さらなる将来の水需要に対し、市町単独で水源を新たに開発することが困難であり、広域的に水道用水供給事業を実施するよう三重県に要請があったため、長良川河口堰を水源として北勢系（亀山市を加えた4市4町）に計画給水量47,600 m³/日、中勢系に計画給水量83,584 m³/日供給することを目的に第2次拡張事業（以下「事業」という。）を開始しました。</p> <p>その後、平成20年に、北部広域圏広域的水道整備計画（変更）に基づき、計画給水量を北勢系18,000 m³/日、中勢系58,800 m³/日に縮小し、施設整備を進めています。</p>													
<p>2 事業内容</p> <p>長良川取水所、導水ポンプ所、導水管L=90.7km、播磨浄水場(増設)、大里浄水場、送水管L=75.3km、調整池、加圧ポンプ所</p>													
事業主体の再評価結果													
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成27年に再評価を実施後、一定期間（5年）が経過している事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条（3）に基づき再評価を行いました。</p>													
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗</p> <p>①平成5年度 中勢系（長良川水系 83,584 m³/日）事業採択、着手</p> <p>②平成10年度 中勢系 一部給水開始（58,800 m³/日）残事業を休止</p> <p>③平成10年度 北勢系（長良川水系 47,600 m³/日）事業採択、着手（北勢系と中勢系を事業統合）</p> <p>④平成13年度 北勢系 一部給水開始（6,400 m³/日）</p> <p>⑤平成15年度 北勢系 全部給水開始時期を平成23年4月に延伸（再評価受審）</p> <p>⑥平成19年度 北部広域圏広域的水道整備計画の変更（北勢系：18,000 m³/日 中勢系：58,800 m³/日）</p> <p>⑦平成20年度 北部広域圏広域的水道整備計画に基づく規模縮小（再評価受審）</p> <p>⑧平成21年度 北勢系 一部給水開始（13,400 m³/日）</p> <p>⑨平成23年度 北勢系 全部給水開始（18,000 m³/日）</p> <p>⑩平成24年度 平成25年2月15日付け通知により事業休止</p> <p>⑪平成27年度 平成27年7月2日付け通知により事業再開（再評価受審）</p> <p>⑫平成28・29年度 大里浄水場（凝集沈澱池等）の基本設計及び詳細設計</p> <p>⑬平成30年度～ 大里浄水場（凝集沈澱池等）の築造工事に着手</p> <p>⑭令和元年度～ 取水・導水施設の基本設計に着手</p>													
<p>【現在の進捗率】（計画給水量変更後の専用事業費ベース）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">全体事業費</th> <th style="width: 25%;">執行済事業費</th> <th style="width: 25%;">残事業費</th> <th style="width: 25%;">進捗率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">89,286百万円</td> <td style="text-align: center;">57,572百万円</td> <td style="text-align: center;">31,714百万円</td> <td style="text-align: center;">64.5%</td> </tr> </tbody> </table>						全体事業費	執行済事業費	残事業費	進捗率	89,286百万円	57,572百万円	31,714百万円	64.5%
全体事業費	執行済事業費	残事業費	進捗率										
89,286百万円	57,572百万円	31,714百万円	64.5%										
<p>2-2 今後の見込み</p> <p>大里浄水場の凝集沈澱池等については、令和3年度中の供用開始に向けて整備を進めており、また、取水・導水施設については、令和7年度の供用開始に向けて、計画的に整備を進めることとしています。</p>													

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

水需要の減少、市町が抱える自己水源の能力低下や渇水、災害リスクへの備え等、様々な課題への対応が必要となっており、安定した給水態勢を確保するため、広域的かつ安定した水源の確保と水源の複数化等による基盤強化が求められています。

3-1 水需要への影響要因の動向

給水区域内人口については、平成 22 年を境に微減傾向（▲0.2%/年）にあり、受水市町の水需要も、生活原単位の推計値が下がったことの影響などで減少傾向（▲0.4%/年）です。

なお、令和 7 年度の水需要の推計値は、454,873 m³/日となり、前回の調査時(461,773 m³/日)に比べて減少する見込です。

3-2 水源状況

津地点の年降水量は微減傾向（▲0.1%/年）にあり、近年、受水市町の自己水源において、水質悪化や渇水などが発生しています。

平成 26 年度以降の県水の年間給水量は、年 1.7%程度の割合で増加しており、受水市町では、県水を利用して安定した給水の確保に努めています。

3-3 近年の自然災害による全国的な水道の被害状況

平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震では、土砂災害や停電等により最大 68,000 戸が断水し、令和元年 10 月の東日本台風では、14 都府県において、最大 168,000 戸が断水しました。

大規模地震の発生確率の増加や、異常気象の頻発、激甚化等を踏まえ、国からは、水道施設の強靱化に関するより一層の積極的な取組を進めるよう指導されています。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

①前回（平成 27 年度）評価時の費用対効果分析の結果

【前回評価時】（平成 27 年度時）	
総費用（C）	2,076.9 億円
総便益（B）	5,581.9 億円
費用便益比（B/C）	=2.69

②費用対効果分析の結果

費用便益比（B/C）	総費用（C）	総便益（B）
	(残事業) / (事業全体)	(残事業) / (事業全体)
【事業全体】	704.5 億円 / 2,570.2 億円	1,610.5 億円 / 4,150.2 億円
1.61	事業費： 542.0 億円 / 2,185.2 億円	生活用水被害額： 598.5 億円 / 1,557.7 億円
【残事業】	維持管理費： 162.5 億円 / 385.0 億円	業務営業用水被害額： 997.1 億円 / 2,567.9 億円
2.29		工場用水被害額： 14.9 億円 / 24.6 億円

※ 出典：「水道事業の費用対効果分析マニュアル（平成 23 年 7 月改訂・厚生労働省）」

4-2 地元意向

①受水市町の要望

上記 3 の状況等を踏まえ、受水市町におかれては、自己水源と県水受水による水道水源の複数化により、安定した給水の確保に努めたく、三重県が取水・導水施設の整備を行い、更なる安定給水の確保を求めています。

②住民等の要望

令和元年 10 月に「e-モニター(電子アンケート)」により調査を行ったところ、水道用水に望むことについては、「安全な水の供給」が 90.3 %で、次いで「災害時でも断水しないこと」が 46.0%という結果になりました。

5 コスト削減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト削減

建設発生土の工事間流用や道路建設工事と同調して管布設工事を実施することなどにより、コスト削減を図っています。

5-2 代替案

個々の市町では水源開発が困難なことなどから、広域的に水道用水供給事業を実施するよう関係市町からの要請を受けて、事業を実施しており、水源については、長良川河口堰以外に安定した水源が存在しません。

5-3 新技術の活用

管路における耐震管や高効率ポンプの採用等、コスト削減につながる新技術を積極的に採用していきます。

再 評 価 の 経 緯

平成27年度の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承されています。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、当事業を継続したいと考えています。